

用語の解説

1 人口【各表共通】

国勢調査で調査した人口は、調査年の10月1日午前零時現在（以下「調査時」という。）の人口である。

調査した人口は「常住人口」である。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいう。すなわち、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している者」とみなしている。

日本国内に常住する外国者は、基本的に調査の対象としたが、次の者は調査の対象から除外している。

- 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

2 面積【第1表】

(1) 区市町村の面積

区市町村別面積は、国土交通省国土地理院が公表した「平成27年全国都道府県市区町村別面積調」による。また、一部境界未定のため、総務省統計局において面積を推定している。

また、以下の地域は区市町村への所属が未定のため、区部及び島部に面積を含めた。

東京湾内の埋立地の中央防波堤内側埋立地（区部）、中央防波堤外側廃棄物処理場（区部）、荒川河口部（区部）、鳥島（島部）、ベヨネース列岩（島部）、須美寿島（島部）、孀婦岩（島部）

(2) 町丁・字の面積

町丁・字の面積は、当該区市町村への照会結果により、少数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを表示した。

なお、町丁・字の面積は、少数点以下第3位の四捨五入及び面積不明の区域を除いているため、町丁・字の面積の総和は、区市町村の総面積と必ずしも一致しない。

また、小笠原村の沖ノ鳥島については0.005平方キロメートル未満のため「0.00」とし、小笠原村の西之島については調査日現在において「平成27年全国都道府県市区町村別面積調」に噴火後の面積が反映されていないため以前の面積のままとした。

3 人口密度【第1表】

人口密度は、1平方キロメートル当たりの人口である。

4 年齢【第1表、他第4・5・8・9表にも関連】

年齢は、調査日前日（平成27年9月30日）による満年齢を基に集計している。なお、平成27年10月1日午前零時に生まれた人は0歳としている。

なお、今回初の試みとして、「年度基準による年齢」別の集計も行っている。

これは、年齢の計算の基準を平成28年3月31日による満年齢を基に集計している。

5 平均年齢【第1表】

平均年齢は、年齢各歳別の人口にその年齢を乗じた数値の累計値を、年齢各歳別の人口の合計値（＝年齢不詳者を除く人口）で除した数値に、0.5を加えて（誕生日直後の人も誕生日目前の人もいるため平均化する）算出している。

6 世帯の種類【第2・3・4・6・7表】

世帯を次のとおり、「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。

（1）一般世帯【第2・3・4・6・7表】

- ア 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。
- イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

（2）施設等の世帯【第2表】

- ア 寮・寄宿舍の学生・生徒（世帯の単位：棟ごと）
学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- イ 病院・療養所の入院者（世帯の単位：棟ごと）
病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- ウ 社会施設の入所者（世帯の単位：棟ごと）
老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- エ 自衛隊営舎内居住者（世帯の単位：中隊又は艦船ごと）
自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- オ 矯正施設の入所者（世帯の単位：建物ごと）
刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- カ その他（世帯の単位：一人一人）
定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

7 世帯主・世帯人員【第2・3・4・6・7表】

（1）世帯主

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断による。

（2）世帯人員

世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

8 世帯の家族類型【第3・4表】

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいう。

（1）親族のみの世帯

二人以上の世帯から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって次のとおり区分している。

ア 核家族世帯

- (ア) 夫婦のみの世帯
- (イ) 夫婦と子供から成る世帯
- (ウ) 男親と子供から成る世帯
- (エ) 女親と子供から成る世帯

イ その他の親族世帯

* 夫の親か妻の親か特定できない場合を含む。

- (ア) 夫婦と両親から成る世帯
- (イ) 夫婦とひとり親から成る世帯
- (ウ) 夫婦、子供と両親から成る世帯 *
- (エ) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯 *
- (オ) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯
- (カ) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯
- (キ) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯 *
- (ク) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯 *
- (ケ) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (コ) 他に分類されない世帯

(2) 非親族を含む世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

(3) 単独世帯

世帯人員が一人の世帯

9 3世代世帯【第3表】

「3世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。

したがって、4世代以上が住んでいる場合も含む。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がない場合も含む。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3世代世帯は含まない。

10 母子世帯【第3表】

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

11 父子世帯【第3表】

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

12 高齢夫婦世帯・高齢単身世帯【第3・4表】

(1) 高齢夫婦世帯【第3表】

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいう。

(2) 高齢単身世帯【第3・4表】

65歳以上の者一人のみの一般世帯をいう。

13 労働力状態【第5表、他第8表にも関連】

「労働力状態」とは、15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分している。

(1) 労働力人口

「就業者」及び「完全失業者」からなる。

(2) 就業者

以下の4区分の就業状態 {「主に仕事」、「家事のほか仕事」、「通学のかたわら仕事」及び「休業者」} からなる。

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした者

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とする。

ア 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

イ 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合
また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含む。

(3) 主に仕事

主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合

(4) 家事のほか仕事

主に家事などをしていて、そのかたわら、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合

(5) 通学のかたわら仕事

主に通学していて、そのかたわら、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合

(6) 休業者

ア 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

イ 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

(7) 完全失業者

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者

(8) 非労働力人口

「家事」、「通学者」及び「その他」からなる。

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった者のうち、「休業者」及び「完全失業者」以外の者

(9) 家事

自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

(10) 通学者

主に通学していた場合

(11) その他

上のどの区分にも当てはまらない場合（幼児・高齢者など）

(12) 労働力状態「不詳」

未回答などにより労働力状態が判定できない場合

《注意点》

上の区分でいう「通学者」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含む。

14 従業上の地位【第5表】

「従業上の地位」とは、就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、次の5区分により区分（他に従業上の地位「不詳」がある）したものである。

(1) 雇用者

会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

(2) 役員

会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

(3) 自営業主

ア 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

イ 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人（雇人のない人）

(4) 家庭内職者

家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

(5) 家族従業者

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

15 産業【第5表】

「産業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいう（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類）。

平成 27 年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）を基に再編成したもので、大分類は、20 項目となっている。

16 住居の種類【第 6 表、他第 7 表にも関連】

一般世帯について、住居の種類を次の 2 区分により区分（他に住居の種類「不詳」がある）している。

（1）住 宅

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに 1 戸の住宅となる。

（2）住宅以外

寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含む。

17 住宅の所有の関係【第 6 表】

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分している。

（1）主世帯

「間借り」以外の次の 5 区分に居住する世帯

ア 持ち家

居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含む。

イ 公営の借家

その世帯の借りている住宅が、都営又は区市町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

ウ 都市再生機構・公社の借家

その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都・区市町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

* 雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含む。

エ 民営の借家

その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

オ 給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

* 家賃の支払いの有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含む。

(2) 間借り

他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合。同居世帯ともいう。

18 住宅の建て方【第7表】

各世帯が居住する住宅を、その建て方により、次のとおり区分している。

(1) 一戸建

1 建物が 1 住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含む。

(2) 長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

いわゆる「テラス・ハウス」も含む。

(3) 共同住宅

棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

※ 1 階が店舗で、2 階以上が住宅になっている建物も含む。

※ 建物の階数により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11階建以上」に4区分している。また、世帯が住んでいる階についても、同様に区分している。

(4) その他

(1) から (3) 以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

19 従業・通学状態【第5・8表】

人口全体を労働力状態の分類を用いて従業・通学の状態別に次のとおり区分したもの。ただし、労働力状態の分類とは異なり労働力人口（15歳以上）に限らずに区分しているため、利用の際には項目名に付記された集計対象年齢に留意してください。

なお、この区分は「平成27年国勢調査による東京都の昼間人口」の第10表「町丁・字等別昼間人口（推計）」の作成に使用されている。

(1) 就業者

「12 労働力状態の分類」の「就業者」と同様である。

(2) 通学者

「12 労働力状態の分類」の「通学者」と同様である。

(3) 従業も通学もしていない

「12 労働力状態の分類」の{「完全失業者」、「家事」及び「その他」}と同様である。

(4) 労働力状態「不詳」

「12 労働力状態の分類」の「労働力状態「不詳」」と同様である。

20 従業地・通学地【第8表】

「従業地・通学地」とは、就業者が従業している又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分（他に従業地・通学地区分「不詳」及び従業地・通学先「不詳」がある）している。

(1) 自宅就業者

従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

※ 併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含む。

※ 農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含む。

(2) 自宅外就業者

就業者のうち自宅就業者以外の者。本報告書では従業地区分「不詳」及び従業先「不詳」を含む。通勤者ともいう。

(3) 従業地・通学地が都内

都内に従業地と通学地がある人。（常住地と同じ区市町村に従業地・通学先がある人を含む。ただし、自宅就業者は除く。）

(4) 従業地・通学地が他道府県

従業・通学先が東京都以外にある場合

21 5年前の常住地【第9表】

「5年前の常住地」とは、その世帯の世帯員が5年前にふだん居住(常住)していた区市町村をいう。平成27年調査では、平成22年10月1日（前回調査時）に常住していた区市町村（5歳未満の者については、出生後に常住していた区市町村）について調査し、次のとおり区分（他に移動状況「不詳」がある）している。

(1) 現住所

常住者のうち、5年前の常住地が調査時の常住地と同じ者

(2) 自区市町村内

常住者のうち、5年前の常住地が同じ区市町村の他の場所の者

(3) 都内他区市町村

常住者のうち、5年前の常住地が東京都内の他の区市町村の者

(4) 他道府県

常住者のうち、5年前の常住地が他の道府県の者

(5) 外国

常住者のうち、5年前の常住地が外国の者

(6) 5年前の常住区市町村「不詳」

常住者のうち、5年前の常住地が他の区市町村であるが、区市町村名が不明の者